

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジェイ・エス・ビー		コード	3480
提出日	2026/1/9		異動（予定）日	2026/1/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	清原 裕平	社外取締役	○													○	有
2	福島 裕記	社外取締役	○										△				有
3	手島 康子	社外取締役	○													○	新任
4	松井 勝之	社外取締役	○													○	新任
5	上顧 敏來	社外監査役	○													○	有
6	泉 悠佳子	社外監査役														○	新任
7	國井 大祐	社外監査役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		清原裕平氏は公認会計士及び税理士であり、清原公認会計士・税理士事務所の所長であります。公認会計士及び税理士としての経験や専門的見地から、当社の経営の健全性を確保するための適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
2	福島裕記氏は、当社の業務提携先である大学生協事業連合（旧大学生活協同組合九州事業連合）を含む各生活協同組合組織における役員就任の経験を有しておりますが、最終在籍先を退任してから6年以上が経過しており、退任後は業務執行に携わっていないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。	福島裕記氏は長年にわたり生活協同組合組織の運営に携わった豊富な経験及び幅広い知識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
3		手島康子氏は弁護士として高度な専門知識と見識を有し、企業法務に携わった豊富な経験を有しております。それらを当社の経営に反映していただくことにより、ガバナンスの向上と意思決定の適正性確保に資する適切な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
4		松井勝之氏は、グローバル企業における実務・経営両面での幅広い経験と知識、および複数企業での社外役員としての豊富な経験を有しております。それらを当社の経営に反映していただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
5		上顧敏來氏は税理士であり、上顧敏來税理士事務所の所長であります。財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
6		泉悠佳子氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
7		國井大祐氏は、検察官としての豊富な経験および弁護士資格を有しております。法律専門家としての高度な専門知識と豊富な経験から、当社の経営の健全性を確保するための適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

泉悠佳子氏の戸籍上の氏名は、三上悠佳子であります。なお、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準（当社グループの会計監査人である者又は会計監査人である監査法人に所属する者もしくは過去3年間においてこれに該当していた者でないこと。）を満たしていないため、独立役員としては指定しておりません。一方、社外監査役の要件は満たしていることから、上記の選任の理由に記載の通り、社外監査役として選任しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。